

# 国民健康保険高齢受給者証

# 老人保健法医療受給者証

# 福祉医療費受給者証

# 7月末に更新です

## 国民健康保険

### 高齢受給者とは？

昭和7年10月1日以降に生まれた方で、現在国保に加入されている人です。

(ただし老人保健を受けている方は除かれます。)

毎年7月に前年の所得を調査し、8月から向こう1年間の医療機関での一部負担金の割合を決定しますが、世帯の状況や前年の所得の修正により、一部負担金の割合が変更されることもあります。

### 外来の一部負担金

・一定以上の所得のある方

### 医療費の2割

・それ以外の方

### 医療費の1割

### 入院の一部負担金

負担区分により自己負担限度額は異なりますが、1カ月の自己負担限度額を超える支払いはありません。

該当する方には、7月の終わりころ受給者証を送付します。(これまでの

受給者証は廃棄願います)

負担区分について、詳細は国保係へお問い合わせください。

### 老人保健法

### 医療受給者証とは？

老人保健の該当者には医療費の一部負担金の割合が「1割」あるいは「2割」と明記された受給者証が交付されており、この自己負担の割合は所得により異なることから、毎年7月に前年の所得を調査し、割合が変更される方には、新しい医療受給者証を送付します。変更のない方は引き続きお手元の受給者証をご利用ください。対象者は昭和7年9月30日以前に生まれ、認定を受けている方は年齢要件が異なります。)

変更される方には、7月の終わりころお知らせいたします。負担区分判定については、国保係へお

問い合わせください。



### 福祉医療費受給者証の更新について

就学前の乳幼児や母子父子家庭の児童および身体障害者の方で、一定の所得以下の方々に交付されている福祉医療費受給者証の更新が次のとおり行われます。対象者の方々には通知いたしますのでおいでくださるようお願いいたします。

### 更新の日程

### 乳幼児(就学前)の方

7月25日・26日

### 母子父子家庭・身体障害者の方

7月27日・28日

時間  
9時～16時  
ただし、日中おいでにならない方は、28日の19時まで受け付けます。  
場所  
町民課国保係  
(庁舎1階 番窓口)

### 二ツ井町の単独事業

乳幼児福祉医療制度が改正されますが、これまで実施してありました二ツ井町単独の医療費助成についても、同様の改正を行った上で引き続き実施することになりました。第1子および第2子のお子さんは、入院に要した医療費の自己負担分が、第3子以降の乳幼児の場合は外来・入院とも対象になりますので申請においでくださるようお願いいたします。

第1子および第2子の乳幼児  
入院時に保険証、印鑑を持参して国保係で交付を受けます。

### 乳幼児福祉医療制度の改正について

県ではこれまで、すこやか子育て支援事業の一環として、就学前乳幼児の医療費の自己負担分を全額助成しておりましたが、平成17年8月から、一部自己負担を導入することになりました。0歳児と町民税非課税世帯の乳幼児を除くすべての乳幼児が対象となります。自己負担額は、入院、外来および調剤毎に1カ月あたり1000円の限度額が設定されています。また

### 問い合わせ先

町民課国保係

(庁舎1階 番窓口)

73 2114